

飯田市水道条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議

市は、その社会基盤の一つとして「安全でおいしい水道水を安定して供給する」ために飯田市水道事業を運営している。その経営状況等については市議会としても適切に監視し、及び評価することが、飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）第22条第2項に規定された市議会の責務である。

よって、下記事項について十分な配慮をされたい。

記

- 1 条例の施行に当たっては次の事項を検討されたい。
 - (1) 物価高騰などによる市民生活への影響に鑑み、政策として激変緩和策を検討されたい。
 - (2) 周知に当たっては、当市の水道事業について、これまでの取組にとどまらず新たな視点で取り組まれない。
- 2 今後の水道事業経営については、持続可能な事業運営が求められることから、より省力化及び効率化に向け、広域連携の在り方などの研究を図られたい。

以上、議案第93号「飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について」を可決するに際し、附帯して決議する。

令和8年9月29日

飯田市議会議員 竹村圭 氏

